

■第三章 実現に向けて

都市計画マスタープランの
実現に向けて、行政、市民、
企業それぞれの役割分担を
確認し、計画の進捗管理の
あり方を定めます。

1. 市民・企業・行政の協働によるまちづくりの実践

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民のみなさんによって構成された“まちづくり協議会”において市民の意見を反映して進めてきました。

都市計画マスタープランの実現のためには、行政による総合的な施策の展開を進めていく一方で、市民とともに身近な地区をどのようなまちにし、どのように整備していくか、といった具体的な検討も重要な要素です。都市計画マスタープランの策定において大切にされた「協働」の姿勢は、その実現化においても大切なことです。

(1) 地区まちづくりの推進

こうした「協働」によるまちづくりの実現のためには、事業や施策を進める行政の役割だけではなく、市民の主体的な取り組みや企業の理解と協力も重要です。そのため、これら3者が目標を共有化し、それぞれの役割を分担して進めていくことが必要となります。

【市民の役割】

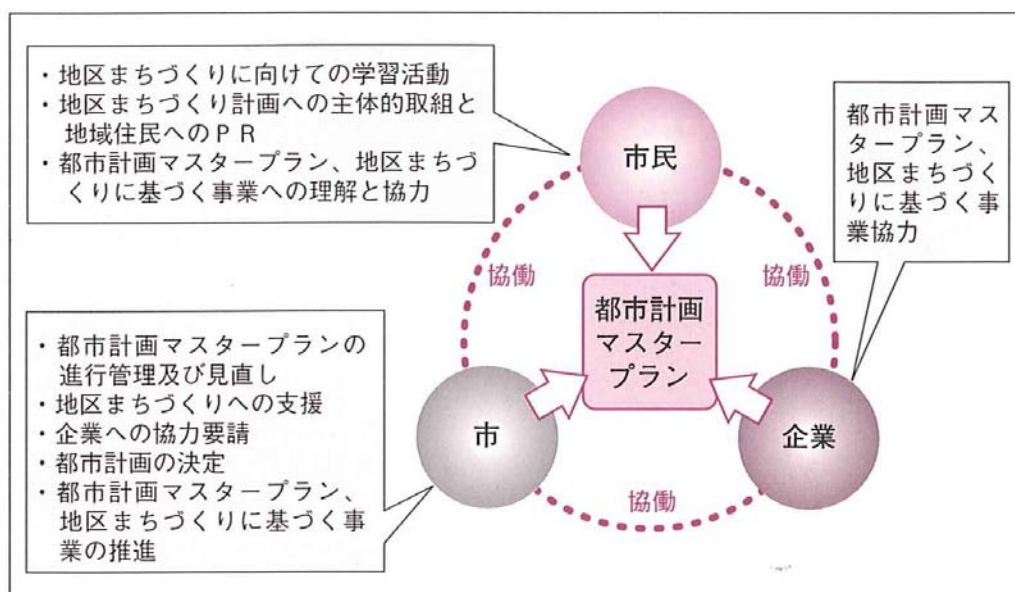
市民の一人一人がまちづくりに関心を持ち、まちのあり方やまちづくりの方法についての知識を身につけ、地区レベルでの積極的なまちづくりの取り組みや展開を図ることが必要です。

【企業の役割】

都市計画マスタープランや地区まちづくりの推進を理解し、それらに基づく計画や事業への協力が必要です。

【行政の役割】

都市計画マスタープランの進行管理及び見直し、市民による地区街づくりへの支援、企業への協力要請等を行い、都市計画マスタープランや地区まちづくり計画に基づく都市計画の決定及び事業の推進を図ります。



(2) 地区のテーマに応じた取り組みの推進

地区まちづくりは、地区の実状や事業の種別によって様々な取り組み方が考えられます。具体的には次のようなテーマやプロジェクトが考えられ、それぞれに合った活動の展開方法があります。

- 地域拠点の形成を図る各駅の周辺地区
- 幹線道路沿道の土地利用を検討していく地区
- 道路の整備を進める必要のある地区
- 良好な住宅地形成を図る地区
- 良好な住環境や街並み景観の保全・形成を図る地区
- 用途の整序や純化を図っていく地区
- 新たな土地利用を検討していく地区
- 大規模開発等に際し、周辺環境との調和に配慮した開発を検討していく地区
- その他市民発意によるまちづくりに取り組む地区

行政による市民への PR、意識の啓発



2. 地区まちづくりの推進体制の検討

都市計画マスタープランの実現に向けて市民とともにまちづくりを進めるため、次のような行政の地区まちづくり推進体制を検討していきます。

(1) 市民への広報活動とまちづくり組織の育成

これまでの都市計画マスタープラン策定における市民活動の経験を皆で共有し、市民のまちづくりに対する関心と理解をより一層深め、次の活動につなげるよう、広報活動を通じてまちづくり活動の紹介や市民まちづくり組織の育成を進めていきます。

(2) まちづくり活動の支援制度の検討

市民が主体的に取り組むまちづくり活動に対しては、職員・コンサルタントの派遣、資料の提供等の支援体制を検討していきます。

また、都市計画マスタープランに基づく個々の事業や地区のまちづくり、都市計画マスタープランの見直しなどの機会において、市民の意見を反映させていく仕組みを検討していきます。

例えば、市民の声がまちづくりに反映できる受け皿づくりなどのまちづくりの仕組みを制度化する「まちづくり条例＊」の制定等があります。（（仮称）まちづくり条例の制定に向けて検討中）

＊ ここで言うまちづくり条例とは、地方自治法に基づき川越市が独自に定めるものです。これは都市計画マスタープランの実現に向けて、その計画に合わせて地域の特性に応じたまちづくりを進めていく際に、市民の意見が反映できる場づくりや計画づくりに参画できる仕組み作り、まちづくり活動に対する支援等まちづくりに対するシステム等を制度化したものです。

(3) まちづくり推進組織の充実

都市計画マスタープランの進行管理及び市民が主体的に取り組むまちづくり活動の窓口的役割を担う行政内部の部門の設置、市民の意見を聞くサロンの設置等も検討していきます。

3. 都市計画マスタープランの活用と進行管理

(1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定

都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定めたものです。したがって、この都市計画マスタープランに示す方針に基づいて、個々の事業や施策を検討し、必要に応じて都市計画の決定を行うとともに、行政内部の関係各課による連携体制の下に総合的、効果的なまちづくりを進めます。

(2) 広域的な連携と調整

県南西部地域の拠点都市としての役割を認識し、国、県、周辺市町及び関係機関との広域的な連携と調整のもとに、都市計画マスタープランに基づく施策を進めます。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理

① 計画的な財政運営

都市計画マスタープランの実現には多くの財源が必要ですが、今日の財政状況は必ずしも楽観できる状況ではありません。

そのため限られた財源と人的資源を有効かつ効果的に投資していくために、個々の事業や施策の必要性、緊急性、事業化への熟度、投資に対する効果の度合い等の観点から優先順位を慎重に検討して、まちづくりを進めていきます。

② 都市計画マスタープランの進行管理による効果的なまちづくりの推進と情報開示

都市計画マスタープランに基づく事業や施策の進捗状況等の情報を各担当課から一元的に集約し把握することによって、効果的なまちづくりを進めていきます。

また、可能な限り進捗状況等の情報開示に努め、市民に分かりやすい進行管理を進めていきます。

③ 行政内部の進行管理に関する組織づくり

都市計画マスタープランの進行管理によって効果的なまちづくりを進めていくために行政内部に関係各課で構成する検討組織の設置を進めていきます。

(4) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、計画が中長期にわたることから、社会経済の変化や地域の実情などを踏まえ、市民参加のもとに必要な応じて見直していきます。

■ 資料編

- 用語集
- 策定の経過（当初）
- 策定関係者名簿（当初）
- 改定の経過

[illegible]

▼あ行

面的な整備の見通しが立つまでの間、暫定的に市街化調整区域に編入している区域をいう。

○アイドリング

自動車 that 停止している状態でのエンジンの空
 転。

○アメニティ（資源）

一般には、心地よさ、快適さを指す。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。生活の質的豊かさによってかけがえのない価値を有するものである。

○雨水貯留浸透施設

局所的大雨等による下水道施設及び河川への負荷軽減を図るため、敷地内に降った雨水を一時貯留させる貯留施設と雨水を地下に浸透させる浸透施設により、雨水の流出を抑制する施設のこと。川越市では市内在住者（一般個人住宅）を対象に雨水浸透桝、雨水小型貯留槽の設置に対して費用の一部補助を行っている。

OLRT (ライト・レール・トランジット
=Light Rail Transit)

路面電車と都市高速鉄道の間位置する軌道システムであり、システムを称してLRTという。このシステムは、建設費が安く地上、高架、地下のどこでも走行が可能であり、地区の特性に応じて走行路を選択でき、道路交通の円滑化や地域活性化に貢献できる。また、超低床車両が導入でき、高齢者や身障者の利用増進につながる。

▼か行

○合并处理净化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

○旧暫定逆線引き地区

市街化区域内にあって、当分の間計画的な市街地整備の見通しが明確になっていない区域で、

○高齢社会

国連の「人口の高齢化とその経済社会的定義」
（昭和 31 年）において、総人口のうち老年
人口（65 歳以上）比率が 14%以上 20%未満
の社会。

○高齡者人口比率

人口に占める 65 才以上の高齢者の比率。

○交通安全施設

歩道、カーブミラーや街路灯などの交通安全上必要な施設。

○跨線橋

鉄道路線の上をまたがって設けた橋のこと。

▼さ行

○産業の空洞化

国際競争力の優劣を背景に生産拠点の海外立地が進展し、また製品の国内供給が輸入依存型に転換することにより、基幹産業として製造業が衰弱化すること。

○市街化区域、市街化調整区域

都市計画法により、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分している。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域である。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない。川越市では、市域約 10,916ha のうち、市街化区域が 3,218ha（約 29%）、市街化調整区域が 7,698ha（約 71%）となっている。

○シャトルバス

近距離往復バス。川越市では公共交通不便地域の解消や主な公共施設への交通手段の充実を目的として、平成8年より「川越シャトル（市内循環バス）」を運行している。

○人口集中地区

人口密度が1k㎡あたり約4,000人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上の地区をいう。

○新交通システム

道路交通の混在、騒音、振動等の交通公害の増大やバスの運行効率の低下、採算性の悪化に対し、既存の交通手段を持つ有効性を運用面や制度面の改革により改良発展させたシステム、あるいは既存交通手段にない新しい特性・機能を付与した交通システム。

○スプロール化

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

○生産緑地

都市計画法に基づく地域地区の1つであり、市街化区域において宅地化をせず公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の観点から保全するものとして、500㎡以上の区域を市が指定している。指定後は、農地等として管理することが義務付けられ、農地等以外の利用に行為制限がかけられる。また、税制上の措置としては、農地としての課税となる。

川越市では、平成4年11月に初めて生産緑地の都市計画を決定している。

▼たけ

○多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川本来の有している生物の生息、生息・繁殖環境及び

多様な河川景観を保全・創出する河川管理のこと。

○地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことによって、土地の合理的利用を図るもの。具体的には、用途地域や特別用途地区及び防火・準防火地域等の地域や地区がそれぞれ指定されている。

○地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。

○伝統的建造物群保存地区

文化財保護法及び都市計画法に基づいて、伝統的建造物と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため市町村が定める地区。川越市では、平成11年4月に一番街周辺地区約7.8haを都市計画決定した。

○特別用途地区

都市計画法に基づき、地方公共団体が用途地域内において特別の目的から特定の用途の利便の増進、環境の保護などを図るために、建築規制の強化または緩和を地区の特性や課題に応じて条例で定める地区で、地域地区の一種。

○都市計画公園

都市計画法に規定する計画決定を行い、都市計画事業として整備される都市施設である公園又は緑地。

○土地区画整理事業

一定の施行地区内の土地から受益者の原則に従って公平に一定の土地の提供を受け、これによって得られた土地で道路・公園等の公共施設を整備した上で残りの宅地について区画を適

正にし、形状・土質を改良する事業のこと。

○都市施設

円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するための基礎となる施設の総称で、道路、公園、下水道、処理施設等をいう。

▼は行

○パークアンドバスライド

中心部に集中する車両交通量の緩和とバス利用促進を目的に、都心の外周や都市周辺部の鉄道駅等に駐車場を設置し、そこから都心部までバス利用とするシステム。

○パークアンドライド

都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等に駐車場を設置して、そこから都心部まで公共交通を利用するシステム。

○ビオトープ

野生生物が共存共生できる生態系をもった場所や空間のこと。

○風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市の風致を維持するために定められる。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について都道府県条例により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

▼ま行

○ミニデイサービス

在宅の虚弱高齢者等に対し、自立生活の助長、心身機能の維持向上を図ることを目的とした通所による入浴、給食等のサービス。

○モータリゼーション

日常生活での自動車の一般化。車が社会に果た

す役割の概念をいう。

▼や行

○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

▼ら行

○緑地協定

都市緑地保全法に基づき、一団の土地の所有者等の全員合意によって、市長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。

○ロードサイド型（沿道型）商業施設

幹線道路等の車利用が便利な道路沿道に立地する商業施設のこと。

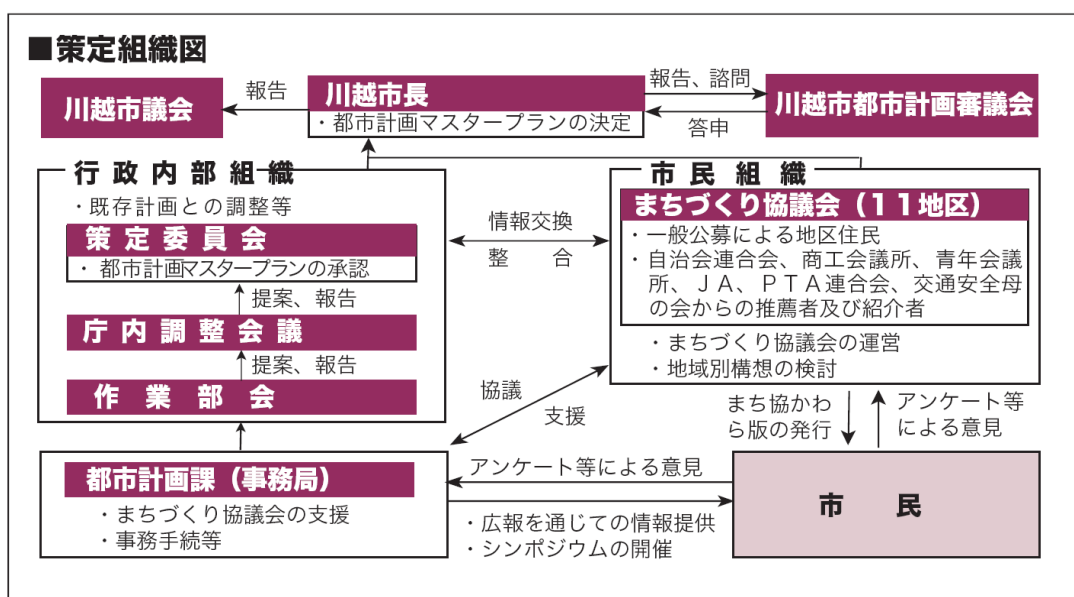
○緑住住宅地

郊外の自然が豊かな場所にあつて、比較的敷地規模が大きく、ゆとりとみどり豊かな戸建て住宅を中心とした住宅地をいう。

◆◆策定の経過◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

本市では、都市計画マスタープランの策定にあたり、市民参加によるまちづくりを目指し、市全体を11地区に区分して各地区ごとに「まちづくり協議会」を組織しました。

庁内においては、本マスタープランの内容が都市計画のみならず、多岐にわたることから幅広い組織を作り、総合計画等他の既存計画との調整や市民組織の意見をふまえながら本計画の策定を行いました。



■策定の経過

日 程	都市計画審議会	行政内部	まちづくり協議会	その他の市民向け
平成9年 2月 7日		第1回策定委員会		
2月17日		第1回庁内調整会議		
2月27日		第1回作業部会		
3月17日		第2回作業部会		
4月14日		第3回作業部会		
4月21日		第2回庁内調整会議		
5月 2日	第1回報告			
5月21日		第2回策定委員会		
6月10日				広報掲載
7月10日				広報掲載(委員募集)
9月29日			まちづくり協議会委嘱式	
10月10日				広報掲載(委員決定)
10月28日		第3回庁内調整会議		
11月5日～12月 1日			第1回まちづくり協議会	かわら版発行
11月17日		第4回作業部会		
11月17日	第2回報告			
12月10日				広報掲載

日 程	都市計画審議会	行政内部	まちづくり協議会	その他の市民向け
平成10年				
2月6日～24日			第2回まちづくり協議会	かわら版発行
2月24日		第5回作業部会		
2月25日				広報掲載
2月下旬～3月上旬				市民アンケート
3月23日		第4回庁内調整会議		
3月23日		第3回策定委員会		
3月25日～4月25日			臨時まちづくり協議会	
4月19日～6月 6日			第3回まちづくり協議会	かわら版発行
6月10日				広報掲載
6月25日		第5回庁内調整会議		
7月21日		第4回策定委員会		
8月19日		第5回策定委員会		
10月 2日	第3回報告			
10月10日				広報掲載
10月13日～10月29日			第3. 5回まちづくり協議会	
11月24日～12月 3日			第4回まちづくり協議会	
12月18日		第6回作業部会		
平成11年				
1月18日～20日			臨時まちづくり協議会	
1月29日		第7回作業部会		
2月 1日		第6回庁内調整会議		
2月15日～3月 4日			第5回まちづくり協議会	
3月24日		第6回策定委員会		
3月24日～25日			臨時まちづくり協議会	
4月27日			第1回全体協議会	
5月18日			第2回全体協議会	
5月24日～6月 8日			第6回まちづくり協議会	
6月29日			臨時まちづくり協議会	
7月 8日		第8回作業部会		
7月10日				広報掲載
7月12日		第7回庁内調整会議		
7月15日		第7回策定委員会		
7月22日～8月 4日			第6. 5回まちづくり協議会	まち協だより発行
9月10日	協 働 案 公 表 【広報】			
10月 1日	第7回まちづくり協議会（公開シンポジウム）			
10月 5日	第4回報告			
11月15日～12月 1日			第8回まちづくり協議会	
平成12年 2月10日		第8回策定委員会		
3月29日	諮問・答申			
	川越市決定			
	公 表			

■まちづくり協議会の活動内容

日 程		会議名	開催内容
平成9年	9月29日	まちづくり協議会委嘱式	・委嘱式及び全体会議 (都市計画マスタープランの説明等)
	11月5日～12月 1日	第1回まちづくり協議会	・都市計画マスタープランの説明 ・自分たちのまちを知る（地図上まち歩き）
平成10年	2月6日～24日	第2回まちづくり協議会	・地区の課題の抽出 ・タウンウォッチングの準備 (ルート設定、役割分担)
	3月25日～4月25日	臨時まちづくり協議会	本庁、霞ヶ関北、名細地区（前回の補足）
	4月19日～6月6日	第3回まちづくり協議会	・タウンウォッチング
	10月13日～10月29日	第3.5回まちづくり協議会	・市の考えていることを知ろう (市の既存計画及び構想等についての説明)
	11月24日～12月 3日	第4回まちづくり協議会	・第1回～3回までに提出された課題の整理 (行政、まちづくり協議会、市民アンケート等から出された課題の総合的な整理)
平成11年	1月18日～20日	臨時まちづくり協議会	本庁、霞ヶ関北、名細地区（前回の補足）
	2月15日～3月 4日	第5回まちづくり協議会	・地区の将来像とキャッチフレーズの検討 ・地区の課題別将来方針の検討
	3月24日～25日	臨時まちづくり協議会	高階、霞ヶ関北地区（前回の補足）
	4月27日	第1回全体協議会	・各地区の状況報告及び情報交換
	5月18日	第2回全体協議会	・第1回全体協議会の補足
	5月24日～ 6月 8日	第6回まちづくり協議会	・全体協議会の報告 ・地域別構想協働案の検討
	6月29日	臨時まちづくり協議会	高階地区（前回の補足）
	7月22日～8月 4日	第6.5回まちづくり協議会	・地域別構想の確認
	10月 1日	第7回まちづくり協議会 (シンポジウム)	・地域別構想協働案の公表 ・パネルディスカッション コーディネーター：卯月盛夫氏（早稲田大学教授）
	11月15日～12月 1日	第8回まちづくり協議会	・協働案の最終確認 ・これからの市民参加型まちづくりについて
平成12年		まちづくり協議会解任式	

10) 名細地区 (15 名)			【委員】	塩原 久美子	関根 勇治	木所 清司	(福島 勝彦)
会長	増田 一見		山本 扶宜	鈴木 邦夫	三吉 弘通	中島 英夫	
副会長	小笠原 健一		小野澤 康弘	栗原 辰雄	勢 茂治	佐藤 俊子	
	中嶋 香織						

11) 山田地区 (12 名)			【委員】	金子 勝次	小高 功	南里 式子	
会長	沼田 朝吉		府川 又七	松本 寅二	小林 公平	八屋 美枝子	
副会長	堀尾 素久		中野 静子	山口 利勝	野上 美穂子		

(順不同、敬称略)

■行政内部組織

1) 策定委員会			財政部長	田中 潔	(〃 小久保 庸三)
委員長 助役	初野 敬彦		健康福祉部長	宮崎 稔	(企画財政部長 小杉 正司)
副委員長	都市計画部長 秋馬 和夫		環境部長	高梨 耕治	(健康福祉部長 山口 智也)
(委員長 助役	藤田 信明)		経済部長	栗原 秀美	(環境部長 川崎 勇次)
【委員】			統括技術監	奥富 貞夫	(〃 水田 英夫)
政策企画部長	仲 清明		建設部長	粕谷 圭介	(都市整備部長 関根 常治)
総務部長	坂口 一雄		下水道部長	鹿ノ戸 一夫	(〃 黒田 幸男)
			(市長公室長 岩井 武夫)		(政策官 小川 倫正)

2) 庁内調整会議			商工振興課長	小久保 昌行	(政策課長 酒井 正代)
議長 都市計画部長	秋馬 和夫		観光課長	戸口 元夫	(財政課長 柴田 耕治)
副議長 都市計画部次長	小沢 行雄		道路建設課長	加藤 幸男	(福祉課長 川村 光房)
【議員】			河川課長	入曾 輝夫	(環境保全課長 久津間 益美)
政策企画課長	高橋 幸男		住宅課長	高橋 安雄	(〃 松本 鋼一)
広聴課長	宮崎 進士		都市計画課長	宮崎 正美	(農政課長 岸田 忠利)
総合交通政策課長	松本 武		都市整備課長	前田 敏男	(河川課長 斉藤 節男)
防災課長	清水 昇		公園整備課長	斉藤 裕	(住宅課長 椎橋 次郎)
財政課長	田中 忠男		川越駅西口総合整備事務所長	青木 利彦	(都市整備課長 土井 迪統)
福祉課長	大野 英夫		高階土地区画整理事務所長	垣内 恭寛	(公園緑地課長 泉名 正勝)
環境政策課長	吉野 正博		下水計画課長	仲 敏	(川越駅西口土地区画整理事務所長 渡部 三二)
農政課長	吉川 泰夫				(下水管理課長 伊藤 義伸)
					(下水工務課長 吉野 重之)

3) 作業部会								
会長 都市計画課長 宮崎 正美			住宅課	久津間 義雄	(福祉課	関本 守)		
			都市計画課	荒牧 澄多	(環境保全課	根岸 孝司)		
			都市整備課	長島 秀昭	(農政課	石川 吉一)		
			公園整備課	鈴木 明	(街路課	小谷野 博之)		
			建築指導課	栗原 等	(住宅課	滝島 友雄)		
			川越駅西口総合整備事務所	栗原 忠雄	(都市計画課	宮本 一彦)		
			高階土地区画整理事務所	黒崎 浩一	(〃	高橋 光行)		
			下水計画課	泉 盛	(公園緑地課	寺尾 和晃)		
			(政策課	小谷野 明)	(建築指導課	前沢 満)		
			(企画課	深井 晴光)	(開発指導課	岸田 広文)		
			(総合交通対策課	野口 一郎)	(〃	田中 秀明)		
			(総務課	後藤 泰治)	(高階土地区画整理事務所	西沢 秀夫)		
			(〃	荻原 秀介)	(下水管理課	田島 佳晴)		
			(財政課	木島 宣之)	(下水工務課	石川 正美)		

※所属、職名は当時のもの

(順不同)

■都市計画課事務局職員

鈴木 仁一	市川 孝一	入曾 卓也	(長澤 勇)	(栗生田 晃一)
宮本 克美	荒牧 澄多	太田 貢市	(高橋 光行)	(小林 学)
深澤 正雄	野口 昭彦	山口 喜義	(小池 均)	(粕谷 勝)
古谷 英世	野口 幸範	岩田 充弘	(筋野 博之)	(佐野 雅之)
早川 延宏	松澤 孝治	町田 純一	(早川 由美子)	
野原 英一	山崎 悟	田中 秀夫	(宮本 一彦)	

(順不同)

[illegible]

日 程	関係機関	行政内部	市 民
平成19年7月 ～平成20年3月		庁内意見のとりまとめ	
4月～6月		改定原案の作成	
7月	都市計画審議会へ概略説明		
8月	都市計画審議会へ報告 (第1回)		
11月	都市計画審議会へ報告 (第2回) 埼玉県と調整		意見公募実施 (10月28日～11月28日)
平成21年2月 ～4月	都市計画審議会へ報告 (第3回)	改定案(最終版)を作成	
5月	都市計画審議会へ諮問・答申 (5月11日)	川越市都市計画マスタープラン(改定版)の策定	
7月			改定版の公表 意見公募の結果及び、市の考え方を公表

川越市都市計画マスタープラン

豊かな自然と暮らしやすさを創造する美しいまちをめざして

平成21年7月

発 行

川越市 都市計画部 都市計画課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5945(直通)

E-mail toshikeikaku@city.kawagoe.saitama.jp

HP <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>